

令和 6 年 5 月 24 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01257

研究課題名（和文）台湾における司法院大法官解釈に関する比較法研究

研究課題名（英文）A comparative law study on the Judicial Yuan Interpretations in Taiwan

研究代表者

徐行 (Xu, Xing)

北海道大学・法学研究科・准教授

研究者番号：30580005

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：台湾の司法院大法官会議、および2022年の憲法訴訟法の実施によって会議から改組された憲法法院が行使している憲法解釈および法律・法令の統一解释权の運用実態を解明した。台湾政治の民主化に伴って、大法官は法の支配と人権保障の確立・深化において、重要な役割を果たした。特に2016年の蔡英文政権以降、日本の最高裁による違憲審査や、中国の全国人大による合憲性審査といった制度と比較して、大法官による違憲判断・判決の件数は突出して多い。その要因として、国民党による権威主義時代の違憲法規を是正する必要性の他に、多くの大法官を任命した民進党政権の普遍的価値を擁護する姿勢も大法官の判断に影響を及ぼしたと考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は比較法の手法を用いて、日中台三国間の制度比較を行い、同じ権威主義体制（民主化以前の台湾と現在の中国）、または民主主義体制（民主化以降の台湾と現在の日本）における司法による法形成・憲法解釈のあり方の類似点と相違点を明らかにする。それによって、台湾の司法院大法官解釈・憲法訴訟の特徴を析出し、法秩序の形成ないし台湾政治の民主化に伴う法の支配と人権保障の確立・深化におけるその役割を解明し、政治変動が法制度に与える影響を検討するための示唆が得られるほか、日本法と中国法における類似制度に対する理解を深めることもできる。

研究成果の概要（英文）：This research elucidates the operational reality of constitutional interpretation and uniform interpretation of statutes and regulations exercised by the Council of Grand Justices of the Judicial Yuan in Taiwan and the Constitutional Court, which was reorganized from the Council with the implementation of the Constitutional Court Procedure Act. With the democratization of Taiwan, the Grand Justices played an important role in establishing and deepening the rule of law and human rights guarantees. Especially since the Tsai administration in 2016, the number of unconstitutional judgments by the Grand Justices has been outstandingly high compared to systems such as Japan's Supreme Court review of unconstitutionality and China's National People's Congress review of constitutionality. The reasons for this, besides the need to rectify the unconstitutional laws of the authoritarian era, the DPP's stance of defending universal values, may also have influenced the Grand Justices' judgments.

研究分野：比較法

キーワード：比較法 台湾法 司法院大法官解釈 憲法法院 憲法訴訟 憲法解釈 司法解釈 判例

1. 研究開始当初の背景

台湾の司法院大法官解釈は1949年1月に第1号が公布されて以降、約70年の間に累計約800件が公布されてきた。大法官解釈は具体的な事案・争訟を前提としない言わば「抽象的違憲審査制」に基づくものであるが、件数だけを見ると、その運用はドイツ連邦憲法裁判所による抽象的規範統制よりも活発である。特に近年では解釈の申請件数は市民による新規申請を中心に大きく増加しており、申請が受理され実際に解釈が出される件数も年間20件弱と比較的に高い水準で推移している。その中には多くの違憲判断が含まれていて、東アジアにおける日本や中国と比較すると、司法院大法官は極めて積極的に憲法解釈を通じて法秩序の形成や人権擁護に寄与していると言える。

これまでの比較法研究は司法による法形成作用に注目し、法形成機能を持つ制度の運用状況や歴史的経緯、特にその背後にある政治的要因の解明に力を注いできたが、日本と中国の比較において、両国の政治体制と制度設計が根本的に異なるため、制度運用の結果の違いはある意味必然であり、示唆に富む比較法上の研究成果は得られなかった。台湾を比較の対象に取り入れることによって、中国と同様な権威主義体制を経験しながら、今は日本と同じ民主主義を実践しているという歴史的な視点から、体制の違いによる影響を分析することが可能になる。また、中国の全国人民代表大会憲法と法律委員会による抽象的審査との類似性を有する大法官解釈だけではなく、具体的な事案に即した憲法判断を下す憲法法院への改革が進められており、日本の付随的違憲審査制との類似性も見出すことができるため、類似する制度が異なる政治情勢下の運用状況を比較検証することも可能である。日中両国の憲法解釈・司法による法形成の実態、および政治と司法との相互作用をより深く理解するためには、台湾の司法院大法官解釈(および改革後の憲法裁判)が最適な比較の素材であり、その全体像を明らかにすることは日本における台湾法研究の不足を埋めることにもなる。

2. 研究の目的

本研究は上述のように、台湾の司法院大法官会議(2022年以降は憲法法院)が主体となって行使している憲法の解釈および法律・法令の統一解釈権の運用実態を検討し、日本および中国における類似制度との比較を通じて、その特徴を析出し、法秩序の形成ないし台湾政治の民主化に伴う法の支配と人権保障の確立・深化における役割を解明することを目的とする。その過程で、政治変動(政治情勢)が法制度に与える影響を検討するための示唆も得られると考えている。

台湾における憲法解釈・司法による法形成の全体像を解明するために、本研究は3つの課題を設定している。司法院大法官解釈の具体的な制度設計の変遷と実際の運用状況を歴史的な視点に即して明らかにする。国民党による権威主義体制時代、民主化への転換期、政権交代が実現した後の時代、憲法法院へと改組された後と、時代ごとにその特徴を分析する。台湾における政治の民主化プロセスないしその後の政権交代が制度設計と運用に如何なる影響を与えたのかを検証する。具体的には、制度を規定する関連法規の制定と改正、大法官に任官される人選の変化、政権与党の政治的姿勢(民主主義、法の支配、人権といった普遍的価値に対する見方、および具体的な社会問題に関する立場を含む)、台湾市民による民主化運動を含む各種社会運動の動向といった要因が大法官の活動や大法官解釈の内容に与えた影響を明らかにする。司法院大法官解釈が台湾の法秩序の形成、特に法の支配(手続法的側面)と人権保障(実体法的側面)の確立・深化に如何なる影響を与えたのかを検証する。つまり、課題と逆の方向から、司法が政治・社会に与えた影響を分析し、過去に権威主義体制の維持に寄与したのか、政治的自由権を広く認めることで台湾政治の民主化を支援したのか、新しい権利を認めてマイノリティの人権保護を実現し、国際社会に台湾が民主主義国家陣営に相応しいメンバーであることをアピールしているのかといった「問い」に答えを示す。

3. 研究の方法

本研究は主に文献調査と聞き取り調査(台湾におけるフィールドワークを含む)という2つの方法により遂行した。

司法院大法官解釈と憲法判決(2022年以降)は全文司法院のホームページに掲載されており、近年のものは詳細の資料も添付されているが、古い時代の大法官解釈の関連資料は、実際に司法院や台湾の裁判官訓練施設「法官学院」を訪問し、所蔵の資料を参考に市販の書籍や論文を収集・分析した。日中両国関連の文献資料は主に書籍とオンラインデータベースを通じて収集した。

聞き取り調査に関しては、現職の司法院所属研究裁判官、複数の地方法院・高等法院と行政事件の終審を担当する最高行政法院の現職裁判官、憲法解釈の申請に関わった学者や市民団体、弁護士といった当事者、法官学院の教官など、幅広い調査対象者に対するインタビューを実施した。特に現職の司法院院長・許宗力大法官に対するインタビューが現地の研究協力者の尽力により実現し、大法官の選任、個々の大法官の政治的姿勢、憲法法院改組後の変化、憲法判断を下す際の考慮要素、現行制度が抱えている課題などについて、貴重な情報提供を受けた。また、現職の台湾の地方法院の裁判官や、同性間に婚姻を認めない民法を違憲と判断した大法官解釈の作成

に直接参加した前大法官の湯徳宗東呉大学教授を招聘して、ワークショップや国際シンポジウムを開催し、討議を行った。

4. 研究成果

台湾の司法院大法官会議、および2022年の憲法訴訟法の実施によって会議から改組された憲法法廷が行っている憲法解釈および法律・法令の統一解釈権の運用実態を解明した。

大法官解釈は異なる時期において異なる役割を果たしてきた。国民党による権威主義体制期において、大法官解釈の公布はそれほど頻繁ではなく、緩やかに増加する傾向を示したが、平均して年間10件未満となっていて、法秩序の形成に貢献する側面もあるものの、人権擁護に寄与するものはほとんどなく、逆に国民党の単一支配体制の維持に貢献した解釈も存在した。1970年代後半から本格化した台湾の民主化運動に呼応するかのようになり、この時期から人権擁護として評価される大法官解釈が現れるようになり、1993年に司法院大法官審理案件法が制定されて以降、大法官解釈は年間20件前後の比較的安定したペースで公布されて、憲法解釈が活発的となり、人権保障に寄与するものも多くみられるようになった。民進党による政権交代が実現した2000年以降、大法官は任期8年、再任不可となり、民進党の総統が指名した大法官が増えたことも関係して、憲法解釈を通じての人権擁護への貢献がより一層積極的となった。特に2016年の2回目の民進党による政権交代以降（蔡英文政権が立法院の過半数議席を獲得した）、大法官解釈によるルール形成（違憲判断、既存の法律に対する修正等を含む）が増加傾向を示しており、法分野によって違いは認められるものの、政治情勢による影響がより明確に示されたと思われる。

すなわち、刑事手続法上の被疑者・被告人の権利保障、婚姻平等（同性婚）、男女平等、原住民の権利保障といった人権擁護に関わる事件において、多くの違憲判決が出されているのは、民進党政権が民主主義と自由を重視する価値観外交を展開しており、中国からの圧力に対抗するために、普遍的価値（法の支配、人権擁護を含めて）へのコミットメントをアピールしているため、大法官もその影響を大きく受けていると考えられる。また、権威主義時代の違憲法規を是正するために多くの違憲判断を下さざるを得ないという側面もある。逆に、食肉や食肉製品の輸入基準について、アメリカ産豚肉の輸入に積極的な民進党政権寄りと考えられる合憲判決も出している。近年の大法官解釈と憲法判決は精緻な法解釈論に基づいて展開されているが、その背後には政治の民主化プロセスと国際政治の影響が存在しており、場合によっては国際的な人権保障の流れの影響も否定できないと言えよう。

なお、台湾では選挙によって定期的な政権交代があり、時の政権に配慮することなく判断を下せると指摘されているが、大法官の任期を考慮すると、8年以上政権が続いた場合、大法官全員が同じ政党の総統の指名を受けて任命されるという事態は起こり得る。現在の15名の大法官はまさに全員民進党の総統の指名を受けて任命されており、一部の判決では積極的に政権に同調する姿勢を示していると言われている。法の支配、人権擁護への寄与について評価できる側面もあれば、政治的中立性について批判を受けることは避けられない。ただし、司法機関の中立性に関する批判は日本と中国にも当てはまることである。違憲判断の件数が少なく、保守的と言われる日本の最高裁は政権与党に近い立場を示しており、中国の最高人民法院に至っては、共産党の指導に従うことを最も基本的な原則としている（なお、全国人大による合憲性審査の実例は数少なく、初めて違憲判断が示された例も人権を縮小・抑制する方向のもので、現在の日台と比べると非常に異質なものであり、権威主義体制時代の大法官解釈と一定の類似性が認められる）。そういう意味では、政治的中立性に関するジレンマを抱えながら、積極的に憲法判断を示してきた台湾の憲法法廷（とその前身である大法官会議）は、東アジアにおいて、突出して人権保障の砦として機能している司法機関であると評価できる。

台湾において、憲法解釈（憲法審査）を申請できる者として、国家機関や立法委員、法院（裁判所）、一般市民などが規定されているが、一般市民による申請の件数は圧倒的に多く、全体の8割以上を占めている。大法官に対する市民側の信頼と期待が示されていて、制度運用の活性化の原動力は市民側にもあることが確認できる。ただし、憲法法廷へと改組されて以降、事件数が劇的に増加したため、受理するかどうかの審査に多くの時間を要するを得ず、憲法判決は担当大法官によって起草されるようになって負担減となったが、全体的に見ると仕事量が増えており、日本の最高裁事務総局のような支援機関もなく、事件処理の効率化が課題となっている。

また、台湾では司法による解決よりも、社会運動を通じて政治・行政に直接働きかけることで問題を解決しようとする現象もみられる。例えば、「脱原発」を求める市民は、日本では、裁判を利用することによって、政治・行政における争点化を試みる（いわゆる政策形成訴訟）のが一般的であるのに対して、台湾では、裁判はほぼ利用されず、社会運動（たとえば、デモ、ハンストなど）が先行する形で、政治・行政における争点化に成功し、原発廃止という行政判断に至っている。台湾は日本と比べて、社会問題を「解決」するアクターとしての司法に対する期待ないし信頼がなお相対的に低いという可能性も考えられるが、この仮説は今後の検証が必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計40件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 11件）

1. 著者名 Xu Xing	4. 巻 Tome 64
2. 論文標題 Lawyers in Chinese Culture	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Archives de philosophie du droit	6. 最初と最後の頁 269 ~ 288
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3917/apd.641.0269	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸谷義治	4. 巻 2788号
2. 論文標題 有期雇用と無期転換	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 労働法学研究会報	6. 最初と最後の頁 36-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児玉弘	4. 巻 106号
2. 論文標題 台湾総督府の旧慣調査に関するノート 『清国行政法』をめぐって	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 249-261
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸谷義治	4. 巻 95巻2号
2. 論文標題 企業別組合の現代的諸問題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 46-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸谷義治	4. 巻 104号
2. 論文標題 琉球処分と沖縄旧慣土地改革	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法學	6. 最初と最後の頁 101-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸谷義治	4. 巻 3期
2. 論文標題 日本 ” 工作方式的改革 ” 与従業人員代表制度	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 台日法政研究	6. 最初と最後の頁 31-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 湯徳宗著・徐行訳	4. 巻 第71巻第6号
2. 論文標題 台湾大法官积字第748号解釈に関する解説	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法學論集	6. 最初と最後の頁 287-325
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 兒玉弘 (孫友容【譯】)	4. 巻 2期
2. 論文標題 福島第一核電站事故國家賠償請求訴訟之現状與展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 台日法政研究	6. 最初と最後の頁 49-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 徐行
2. 発表標題 中国のコロナ対策 その法的側面と問題点
3. 学会等名 アジア法学会2022年度研究大会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 行政法学における諫早湾干拓紛争の意義と課題
3. 学会等名 九州法学会第126回学術大会・シンポジウム「司法制度で処理できない紛争を、地域住民はどう考えているか 諫早湾干拓事業をめぐる裁判と住民アンケート結果から」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 徐行
2. 発表標題 中国における「検察による公益訴訟」
3. 学会等名 体制転換と法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 原子炉等規制法におけるバックフィット命令制度の趣旨
3. 学会等名 第17回名古屋行政訴訟研究会・オンライン（Zoom）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 〔コメント〕台湾における“脱原発”の政治・行政・司法過程 日本法への示唆
3. 学会等名 第7回日本・台湾法学研究シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 大規模公共事業をめぐる行政過程と行政訴訟・民事訴訟 諫早湾干拓紛争を素材として
3. 学会等名 2019年度民科法律部会行政法分科会夏合宿研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 児玉弘
2. 発表標題 台湾における“脱原発”の政治・行政・司法過程 “脱原発”の決定とその後の苦悩
3. 学会等名 シンポジウム「アジア共生のためのVision 歴史研究からの提言」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 徐行
2. 発表標題 習近平体制下の司法改革 人民法院の「変」と「不変」
3. 学会等名 現代中国法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 徐行
2. 発表標題 〔コメント〕台湾における司法院大法官解釈について
3. 学会等名 国際シンポジウム「同性婚をめぐる司法と法学の展開」(国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計9件

1. 著者名 高見澤 磨、鈴木 賢、宇田川 幸則、徐 行	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 484
3. 書名 現代中国法入門〔第9版〕外国法入門双書	

1. 著者名 戸谷義治	4. 発行年 2023年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 608
3. 書名 菊池馨実・竹内(奥野)寿・細川良・大木正俊・鈴木俊晴編『働く社会の変容と生活保障の法』(第IV部第2章働き方改革と兼業・副業の自由)	

1. 著者名 児玉弘	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 288
3. 書名 山下竜一【編】原発再稼働と公法(「福島第一原発事故国家賠償請求訴訟の現状と展望」220-239)	

1. 著者名 許紀霖、中島隆博、王前、及川淳子、徐行、藤井嘉章	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 358
3. 書名 普遍的価値を求める	

1. 著者名 児玉弘	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 256
3. 書名 中川義朗・村上英明・小原清信編『地方自治の法と政策』（「地方公共団体の組織 長と議会」65-85）	

1. 著者名 児玉弘	4. 発行年 2019年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 288
3. 書名 村上裕章・下井康史編著『判例フォーカス行政法』（68-71,86-93,98-109,134-135）	

1. 著者名 戸谷義治	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 350
3. 書名 浅野高宏・北岡大介編『労働契約論の再構成 小宮文人先生古稀記念論文集』（「企業倒産と労働契約の帰趨」214-236）	

1. 著者名 周保松（徐行訳）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 社会評論社	5. 総ページ数 220
3. 書名 周保松・倉田徹・石井知章著『香港雨傘運動と市民的不服従 「一国二制度」のゆくえ』（「雨傘運動と『一国二制度』の未来」23-106）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	戸谷 義治 (Toya Yoshiharu) (10643281)	琉球大学・人文社会学部・准教授 (18001)	
研究分担者	児玉 弘 (Kodama Hiroshi) (30758058)	佐賀大学・経済学部・准教授 (17201)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 台湾における裁判官の採用・人事評価・職務監督（「体制転換と法」研究会）	開催年 2019年～2019年
---	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------